

## 中華人民共和国統計法（仮訳）

（1983年12月8日第六期全国人民代表大会常務委員会第三回会議にて採択。1996年5月15日第八期全国人民代表大会常務委員会第十九回会議にて『中華人民共和国統計法改正に関する決定』に基づき第一次改正。2009年6月27日第十一期全国人民代表大会常務委員会第九回会議にて修正。2024年9月13日第十四期全国人民代表大会常務委員会第十一回会議にて『中華人民共和国統計法改正に関する決定』に基づき第二次改正。）

### 目 録

#### 第一章 総 則

#### 第二章 統計調査の管理

#### 第三章 統計資料の管理および公表

#### 第四章 統計機関および統計職員

#### 第五章 監督検査

#### 第六章 法的責任

#### 第七章 附 則

### 第一章 総 則

**第一条** 統計業務を科学的かつ効果的に組織し、統計資料の真実性、正確性、完全性および適時性を保障し、統計の監督を強化し、統計が、国情・国力の把握や経済社会の高品質な発展に寄与する重要な役割を発揮して、社会主義現代化国家の全面的な構築を推進するため、本法を制定する。

**第二条** 本法は、各級人民政府、県級以上の人民政府統計機関および関係部門が組織し実施する統計活動に適用する。

統計の基本任務は、経済社会の発展状況について統計調査・統計分析を行い、統計資料および統計相談意見を提供し、統計の監督を実行することである。

**第三条** 統計業務は中国共産党の指導を堅持する。

国は、集中統一された統計システムを構築し、統一指導・段階的責任での統計管理体制を実施する。

**第四条** 国務院および地方各級人民政府、関係部門は統計業務の組織的指導を強化し、統計業務に必要な保障を提供しなければならない。

**第五条** 国は、統計科学研究を強化し、新たな経済社会発展状況に基づき、科学的かつ合理的な統計基準と統計指標体系を整備し、統計調査範囲に新経済・新分野を組入れ、統計調査方法を絶えず改善し、統計の科学性を向上させる。

国は、統計情報化の構築を計画的に強化し、現代情報技術と統計業務の深い融合を推進し、統計情報の収集・処理・伝送・共有・保存技術および統計データベース体系の近代化を促進する。

**第六条** 国は、システムが整備され、協働効率が高く、制約力を持った、権威があり信頼できる統計監督体系を構築する。

統計機関は、統計調査制度および承認を経た計画・手配に基づき、各地域・各部門による国の重大な経済社会政策措置の徹底・貫徹の状況、統計の法定職責の履行状況などの統計を監督する。

**第七条** 統計機関および統計職員は、本法の規定に従い、統計調査、統計報告、統計監督の職権を独立して行使し、これを侵害されない。

地方各級人民政府、県級以上の人民政府統計機関および関係部門並びに各機関の責任者は、統計機関および統計職員が法に沿って収集・整理した統計資料を自ら修正してはならず、いかなる方法によっても統計機関、統計職員その他の機関・職員に対し統計資料の偽造または改ざんを要求してはならず、下位機関およびその職員もしくは統計調査対象者に虚偽の統計データを記入・報告するよう明示・暗示してはならない。また、法に沿って職責を履行した、もしくは違法統計行為に拒絶・抵抗を示した機関・個人に対する報復行為を行ってはならない。

**第八条** 国家機関、企業・事業体その他の組織および個人事業主・個人などの統計調査対象者は、本法および国の関連規定に基づき、統計調査に必要な真実・正確・完全な資料を遅滞なく提供しなければならない。偽りのもしくは不完全な統計資料を提供してはならず、統計資料の報告遅延・報告拒否があってはならない。

**第九条** 地方各級人民政府、県級以上の人民政府統計機関および関係部門は、国の関連規定に基づき、統計の捏造・虚偽の報告の防止および懲罰を、法に沿った行政・法に沿った職務履行の責任範囲に組み入れ、関連責任制を確立・整備し、指導幹部の統計業務に対する考査管理を強化し、統計の捏造・虚偽の報告行為に対し法に沿って法的責任を追究しなければならない。

**第十条** 統計業務は社会公衆の監督を受け入れなければならない。いかなる組織および個人も、統計上の虚偽行為などの違法行為を告発する権利を有する。告発に功績のある組織および個人には表彰および報奨を与えるものとする。

**第十一条** 統計機関および統計職員は、統計業務において知り得た国家秘密、業務秘密、商業秘密、個人のプライバシーおよび個人情報について秘密保持しなければならない。漏洩や第三者への提供があってはならない。

**第十二条** いかなる組織および個人も、虚偽の統計資料を利用して荣誉称号、物質的利益、もしくは職務・職級などの昇進を騙取してはならない。

## 第二章 統計調査の管理

**第十三条** 統計調査項目には、国家統計調査項目、部門統計調査項目および地方統計調査項目が含まれる。

国家統計調査項目とは、全国的な基本状況の統計調査項目をいう。部門統計調査項目とは、国务院の関連部門が実施する専門的統計調査項目をいう。地方統計調査項目とは、県級以上の地方人民政府およびその部門が実施する地方性統計調査項目をいう。

国家統計調査項目、部門統計調査項目、地方統計調査項目は、分掌を明確にし相互に連携しなければならない。重複があってはならない。

**第十四条** 国家統計調査項目は、国家統計局が制定するか、国家統計局と国务院の関係部門が共同で制定し、国务院に報告し届出る。重大な国家統計調査項目は国务院に報告し審査承認を得る。

部門統計調査項目は、国务院の関係部門が制定する。統計調査対象が当該部門の管轄システムに属している場合は、国家統計局に報告し届出る。統計調査対象が当該部門の管轄システムに属さない場合は、国家統計局に報告し審査承認を得る。

地方統計調査項目は、県級以上の地方人民政府統計機関および関係部門が各々制定するか共同で制定する。そのうち、省級人民政府統計機関が単独で制定するか関係部門と共同で制定する場合は、国家統計局に報告し審査承認を得る。省級以下の人民政府統計機関が単独で制定するか関係部門と共同で制定する場合は、省級人民政府統計機関に報告し審査承認を得る。県級以上の地方人民政府関係部門が制定する場合は、当該級人民政府統計機関に報告し審査承認を得る。

**第十五条** 統計調査項目の審査承認機関は、調査項目の必要性、実現可能性、科学性を審査し、法定条件を満たすものについては、承認する旨の書面決定を行い、これを公表する。法定条件を満たさないものについては、承認しない旨の書面決定を行うと共に、その理由を説明する。

**第十六条** 統計調査項目を制定する場合、当該項目の統計調査制度を同時に制定し、本法第十四条の定めに従い一括で報告・審査承認または届出を行うものとする。

統計調査制度は、調査目的、調査内容、調査方法、調査対象、調査の組織方法、調査票様式、統計資料の提出および公表などについて規定しなければならない。

統計調査は統計調査制度に従って実施するものとする。統計調査制度の内容を変更する場合は、元の審査承認機関に報告し承認を得るか元の届出機関に届出なければならない。

**第十七条** 統計調査票には、票番号、制定機関、承認または届出文書番号、有効期間などの標識を明記しなければならない。

前項に定める標識が明記されていない、または有効期間を過ぎた統計調査票について、統計調査対象者は記入を拒否する権利を有し、県級以上の人民政府統計機関は、法に沿って関連する統計調査活動の停止を命じなければならない。

**第十八条** 統計資料の収集・整理は、周期的な一斉調査をベースに、常時実施するサンプル調査を主体とし、全面調査・重点調査などの方法を総合的に運用すると共に、行政記録・ソーシャルビッグデータなどの資料を十分に活用しなければならない。

重大な国情・国力に関する一斉調査は国務院が統一的に指導し、国務院および地方人民政府が統計機関および関係部門を組織し共同で実施する。

**第十九条** 国は統一的統計基準を制定し、統計調査で採用される指標の定義、計算方法、分類目録、調査票様式および統計コードなどの標準化を保障する。

国家統計基準は国家統計局が制定するか、国家統計局と国務院標準化主管部門が共同で制定する。

国務院の関係部門は補足的な部門統計基準を制定し、国家統計局に報告し審査承認を得ることができる。部門統計基準は国家統計基準に抵触してはならない。

**第二十条** 国は統一的な国民経済計算制度を実施する。

国家統計局は域内総生産（GRP）の計算業務を統一的に組織し実施する。

**第二十一条** 県級以上の人民政府統計機関は、統計任務の需要に基づき、統計調査対象によるコンピュータネットワークを使用した統計資料の報告を推進することができる。

**第二十二条** 県級以上の人民政府は、統計業務に必要な経費を財政予算に計上しなければならない。

重大な国情・国力調査に必要な経費は、国務院と地方人民政府が共同で負担し、対応する年度の財政予算に計上し、期日通りに分担し、確実に確保する。

### 第三章 統計資料の管理および公表

**第二十三条** 県級以上の人民政府統計機関および関係部門並びに郷・鎮人民政府は、国の関連規定に基づき統計資料の保存・管理制度を確立しなければならない。

県級以上の人民政府統計機関および関係部門は、統計情報共有メカニズムを整備・確立し、統計情報の共有範囲、基準および手順を明確にしなければならない。

**第二十四条** 国家機関、企業・事業体その他の組織などの統計調査対象は、国の関連規定に従って原始記録・統計台帳を備え、統計台帳の電子化・デジタル化・標準化を推進し、統計資料の確認審査・署名・報告・档案管理などの健全な管理制度を構築しなければならない。

統計資料の確認審査・署名担当者は、確認審査・署名した統計資料の真実性、正確性および完全性に責任を負わなければならない。

**第二十五条** 県級以上の人民政府の関連部門は、統計に必要な行政記録資料および国民経済計算に必要な財務資料、財政資料およびその他の資料を当該級人民政府統計機関に遅滞なく提供すると共に、統計調査制度の規定に従って、自ら実施した統計調査により取得した関連資料を当該級人民政府統計機関に遅滞なく報告しなければならない。

県級以上の人民政府統計機関は、関連統計資料を当該級人民政府の関連部門に遅滞なく提供しなければならない。

**第二十六条** 県級以上の人民政府統計機関は、国の関連規定に従って定期的に統計資料を公表する。

国家統計データは、国家統計局が公表するデータを基準とする。

**第二十七条** 県級以上の人民政府の関連部門が統計調査により取得した統計資料は、当該部門が国の関連規定に従って公表する。

**第二十八条** 統計調査中に取得した身元を識別もしくは推測できる個々の統計調査対象者の資料は、いかなる組織および個人も外部に提供・漏洩してはならず、統計以外の目的で使用してはならない。

**第二十九条** 県級以上の人民政府統計機関および関係部門が統計調査で取得した統計資料は、法により秘密保持しなければならないものを除き、遅滞なく公開し社会公衆の照会のために供さなければならない。

#### 第四章 統計機関および統計職員

**第三十条** 国務院は国家統計局を設立し、法律に沿って全国の統計業務を組織的に指導・調整する。

国家統計局が業務の必要に基づき設立する派遣調査機関は、国家統計局が配置する統計調査などの任務を担う。

県級以上の地方人民政府は独立した統計機関を設置し、郷・鎮人民政府は統計業務ポストを設置し、専任または兼任の統計職員を配置し、法律に沿って統計業務の管理、実施、統計調査を進める。

**第三十一条** 県級以上の人民政府の関連部門が、統計任務の需要に基づき統計機関を設置する、もしくは関連機関に統計職員を配置すると共に統計責任者を指定し、当該部門の職責範囲内で法に沿って統計業務を組織・管理、統計調査を実施させ、統計業務上において同級人民政府統計機関の指導を受けるようにする。

**第三十二条** 統計機関および統計職員は、法に沿って職責を履行し、統計資料を事実通りに収集し報告しなければならない。統計資料の偽造・改ざんを行ってはならず、いかなる方法によっても、またいかなる組織・個人に対しても虚偽の統計資料の提供を要求してはならず、その他本法の規定に違反する行為を行ってはならない。

統計職員は事実に基づく真実の追及を堅持し、職業道徳を厳守し、自身が収集・審査・入力した統計資料と統計調査対象が提出した統計資料の一致性に責任を負う。

**第三十三条** 統計職員は、統計調査を行う際、関係者に統計に関する問題を問い、状況や資料を事実通り提供させると共に、不真実または不正確な資料の修正を要求する権利を有する。

統計職員が統計調査を行う際は、県級以上の人民政府統計機関または関係部門が発行した職務証明書を提示しなければならない。提示しない場合、統計調査対象者は調査を拒否する権利を有する。

**第三十四条** 国は統計専門技術職資格試験・評価招聘制度を実行し、統計職員の専門的資質を向上させ、統計チームの安定性を保障する。

統計職員は、従事する統計業務に適した専門知識と業務能力を備えなければならない。

県級以上の人民政府統計機関および関係部門は、統計職員に対する専門研修および職業道徳教育を強化しなければならない。

#### 第五章 監督検査

**第三十五条** 県級以上の人民政府は、下級人民政府、同級人民政府統計機関および関係部門による本法の執行状況について監督を実施する。

**第三十六条** 国家統計局は、全国統計業務の監督検査を組織管理し、重大な統計違法行為を調

査・処分する。

県級以上の地方人民政府統計機関は、その行政区域内で発生した統計違法行為を法に沿って調査・処分する。但し、国家統計局が派遣した調査機関が組織し実施する統計調査活動において発生した統計違法行為は、当該統計調査を組織し実施した調査機関が調査・処分を担当する。

法律・行政法規に関係部門による統計違法行為の調査・処分について別段の定めがある場合は、その規定に従う。

**第三十七条** 県級以上の人民政府の関連部門は、当該級人民政府統計機関が統計違法行為を調査・処罰することを積極的に支援し、速やかに当該級人民政府統計機関に関連統計違法事件の資料を送致しなければならない。

**第三十八条** 県級以上の人民政府統計機関は、統計違法行為を調査する際、もしくは統計データを検証する際、次の措置を講じる権限を有する。

(一) 統計検査照会書を発行し、検査対象者に関連事項を照会する。

(二) 検査対象に対し、関連する原始記録および証憑、統計台帳、統計調査票、会計資料その他関連証明および資料の提供を求める。

(三) 検査に関連する事項について関係者に問合わせる。

(四) 検査対象の業務場所および統計データ処理情報システムに立入り、検査および照合を行う。

(五) 当該機関の責任者の承認を得て、検査対象者の関連する原始記録および証憑、統計台帳、統計調査票、会計資料その他関連証明資料を登記し保存する。

(六) 検査事項に関連する状況および資料を、記録、録音、録画、写真撮影および複製する。

県級以上の人民政府統計機関が監督検査を行う場合、監督検査担当者は二名を下回ってはならず、かつ執行証明書を提示しなければならない。提示しない場合、関係機関および個人は検査を拒否する権利を有する。

**第三十九条** 県級以上の人民政府統計機関が監督検査職責を履行する際、関係機関および個人は事実通り状況を反映し、関連する証明および資料を提供しなければならない。また、検査を拒否・妨害してはならず、原始記録および証憑、統計台帳、統計調査票、会計資料その他関連証明および資料を移転、隠匿、改ざん、毀棄してはならない。

## 第六章 法的責任

**第四十条** 地方各級人民政府、県級以上の人民政府統計機関または関係部門・組織の責任者に次に掲げる行為がある場合、任免機関・組織または監察機関は法に沿って処分を科すと共に、県級以上の人民政府統計機関により通報する。

(一) 自ら統計資料を改ざんし、虚偽の統計データを捏造した場合。

(二) 統計機関、統計職員またはその他機関・職員に対し、統計資料の偽造・改ざんを要求した場合。

(三) 下位機関およびその職員または統計調査対象に対し、虚偽の統計データを記入・報告するよう明示・暗示した場合。

(四) その地方、その部門、その機関において発生した統計データの重大な虚偽記載状況および重大な統計違法行為を見落とした場合。

(五) その他統計の書き換え・虚偽不正行為がある場合。

法に沿って職責を履行した、もしくは違法統計行為に拒絶・抵抗を示した機関・個人に対する報復行為があった場合、前項の定めに従い処分および通報を行う。

**第四十一条** 県級以上の人民政府統計機関または関係部門に次に掲げる行為が一つでもある場合、当該級の人民政府、上級の人民政府統計機関または当該級の人民政府統計機関は是正を命じ、通報する。責任を負う指導者および直接責任者については、任免機関または監察機関が法に沿って処分する。

(一) 承認もしくは届出を経ずに統計調査を無断で組織し実施した場合。

(二) 承認もしくは届出を経ずに統計調査制度の内容を無断で変更した場合。

(三) 統計資料を偽造または改ざんした場合。

(四) 統計調査対象者またはその他の機関・職員に対し不真実な統計資料の提供を要求した場合。

(五) 関連資料を統計調査制度の規定に従って提出しなかった場合。

統計職員に前項第三号から第五号に掲げる行為が一つでもある場合、是正を命じ、法に沿って処分を科す。

**第四十二条** 県級以上の人民政府統計機関または関係部門に次に掲げる行為が一つでもある場合、責任を負う指導者および直接責任者に対し、任免機関もしくは監察機関が法に沿って処分を科す。

(一) 統計資料を違法に公表した場合。

(二) 統計調査対象の商業秘密、個人のプライバシー、個人情報をもしくは他人に不法に提供した場合。

(三) 統計調査において取得した身元を識別もしくは推測できる個々の統計調査対象者の資料を外部に提供、漏洩した場合。

(四) 国の関連規定に違反し、統計資料の毀損または滅失を招いた場合。

統計職員に前項に掲げる行為が一つでもある場合、法に沿って処分を科す。

**第四十三条** 統計機関および統計職員が国家秘密または業務秘密を漏洩した場合、法に沿って法的責任を追及する。

**第四十四条** 統計調査対象である国家機関、企業・事業体その他組織に次に掲げる行為が一つでもある場合、県級以上の人民政府統計機関は是正を命じ、警告を与え、通報することができる。責任を負う指導者および直接責任者が公的職員である場合、任免機関・組織もしくは監察機関が法に沿って処分を科す。

(一) 統計資料の提供を拒否する、もしくは督促後も期限内に提供しない場合。

(二) 不真実もしくは不完全な統計資料を提供した場合。

(三) 統計検査照会書への回答を拒否する、もしくは事実と異なる回答をした場合。

(四) 統計調査・統計検査を拒否、もしくは妨害した場合。

(五) 原始記録および証憑、統計台帳、統計調査票その他関連証明資料を移転、隠匿、改ざん、毀棄する、もしくは提供を拒否した場合。

企業・事業体その他組織に前項に掲げる行為が一つでもある場合、10 万元以下の罰金を併科することができる。情状が深刻な場合は、10 万元以上 50 万元以下の罰金を併科することができる。

個人事業主に本条第一項に掲げる行為が一つでもある場合、県級以上の人民政府統計機関は是正を命じ、警告を与え、1 万元以下の罰金を併科することができる。

**第四十五条** 統計調査対象である国家機関、企業・事業体その他組織が統計資料の報告を遅延させた場合、もしくは国の関連規定に従い原始記録、統計台帳を設置しなかった場合、県級以上の人民政府統計機関により是正を命じ、警告を与え、通報することができ、その責任を負う指導者および直接責任者が公的職員である場合、任免機関・組織または監察機関により法に沿った処分を科すことができる。

企業・事業体その他組織に前項に掲げる行為が一つでもある場合、5 万元以下の罰金を併科することができる。

個人事業主が統計資料の提出を遅延した場合、県級以上の人民政府統計機関により是正を命じ、警告を与え、1 千元以下の罰金を併科することができる。

**第四十六条** 県級以上の人民政府統計機関が統計違法行為を調査・処分する際、関係公的職員に対し法に沿った処分を科すべきであると判断した場合、当該公的職員の任免機関・組織に対して処分を科す旨の建議を提出しなければならず、当該公務員の任免機関・組織は法に沿って遅滞なく決定を下すと共に、結果を県級以上の人民政府統計機関に書面で通知しなければならない。監察機関に移送する場合は、監察機関が関連規定に従って処理する。

**第四十七条** 統計調査の対象となる個人が、重大な国情・国力調査活動において統計調査を拒否、妨害した場合、もしくは不真実または不完全な調査資料を提供した場合、県級以上の人民政府統計機関は是正を命じ、批判教育を行う。

**第四十八条** 本法の定めに違反し、虚偽の統計資料を利用して荣誉称号、物質的利益、もしくは職務・職級などの昇進を騙取した者は、虚偽の統計資料を作成した行為または他人に虚偽の統計資料作成を要求した行為について法的責任を追及されるほか、関連決定を行った機関またはその上級機関、監察機関により荣誉称号を取消し、獲得した物質的利益を追徴し、昇進職務・職級などを撤回する。

**第四十九条** 当事者が県級以上の人民政府統計機関が行った行政処罰決定に対して不服がある場合、法に沿って行政不服審査を申立てる、もしくは行政訴訟を提起することができる。国家統計局が派遣した調査機関が行った行政処罰決定に対して不服がある場合は、国家統計局に行政再審査を申立てる。

**第五十条** 本法の定めに違反し、人身損害や財産損失を招いた場合、法に沿って民事責任を負う。犯罪を構成する場合は、法に沿って刑事責任を追及する。

## 第七章 附 則

**第五十一条** 本法において「県級以上の人民政府統計機関」とは、国家統計局およびその派遣調査機関、県級以上の地方人民政府統計機関をいう。

**第五十二条** 民間統計調査活動の管理弁法は、国務院が定める。

中華人民共和国国外の組織・個人が中華人民共和国国内で統計調査活動を行う必要がある場合は、国務院の規定に従い報告し審査承認を受けなければならない。

統計調査を利用して国の安全を脅かし、社会公共利益を損ない、または詐欺活動を行う場合、法に沿って法的責任を追及する。

**第五十三条** 本法は2010年1月1日より施行する。